

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

路面電車 204 号車内店舗運営等業務

2. 業務の目的

本業務は、まちなかにおける新たな魅力やにぎわいづくりに向け、路面電車204号車内および周辺において、市民及び来訪者の利便性の向上と、快適な空間を提供することを主な目的として実施する。

3. 業務の概要

本業務は、路面電車204号車内および周辺における店舗運営とにぎわいづくりを行うものであり、以下の業務とする。

- (1) 飲食業、物販等による路面電車204号車内店舗の運営
- (2) 観光案内及び休憩所機能への対応
- (3) 204号周辺におけるマルシェ等の実施によるにぎわいづくり
- (4) 事業報告書の作成と定期ミーティングへの対応

業務内容の詳細は「路面電車204号車内店舗運営等業務の概要」のとおり。

4. 履行期間

契約締結の日～令和 14 年 3 月 31 日まで

なお、車内店舗の営業開始は原則として令和 9 年 4 月からとし、詳細は市と協議の上、決定する。また、契約期間内であっても、契約を継続することが適当でないときは契約を解除することがある。この場合の原状回復に係る費用等については、受託者が負担するものとする。

5. プロポーザル提案上限額

市から受託者への委託料の支払いは発生しない。

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、個人（個人事業主）、法人若しくは団体（以下、「法人等」とする。）、又は複数の法人等又は個人により構成された共同事業体とし、参加表明書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 提案する業種について、事業に必要な法令に基づく許認可を受けている者、又は

許可を得ることが確実な者であること（飲食店の場合：食品衛生法の営業許可（飲食店）等）

- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営むものでない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) このプロポーザルに参加する他の提案者と大牟田市系列会社等の同一入札参加制限取扱要綱（令和 2 年 8 月 1 日施行）第 2 条各号に定める関係を有するものでない者
- (8) 次の各号に掲げる場合のいずれも該当しない者
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合
 - ② 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
 - ⑤ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (10) 共同事業体の場合は、代表者を定めること。（単独で申請した法人等又は個人が、共同事業体の構成員となること及び共同事業体の構成員である法人等又は個人が他の共同事業体の構成員となることはできない。）

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。

なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（書式 1）：1 部

- ② 業務実績調書（書式 2）：1 部
※業務実績が確認できるものの写しを添付すること。
 - ③ 会社概要資料（様式自由 パンフレット可）：1 部
※法人等及び共同事業体の場合に提出すること。共同事業体の場合は、構成する全ての法人等について提出すること。
 - ④ 共同事業体構成団体届兼委任状（書式 3）：1 部
※共同事業体の場合のみ提出すること。
- ※参加表明書の提出時点では、「7.参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。最優先交渉決定者に決定した提案者のみ、決定後に参加資格要件を証する書類の提出を求める。
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日（月）16 時 00 分必着
- (3) 提出方法
持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留郵便によること。
※持参の場合は、観光おもてなし課に電話で事前に連絡をすること。
郵送の場合は、提出期限までに観光おもてなし課に電話で到着を確認すること。
- (4) 参加表明書の受理
参加表明手続きを行った者に対し、令和 8 年 9 月 11 日（金）までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。
なお、通知は電子メールにて行う。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）
- (5) 参加表明書受理後の辞退
参加表明書が受理された後に本業務を辞退する場合は、参加辞退届出書（書式 4）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。
なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書類提出届（書式 5） 1 部
 - ② 企画提案書（様式自由） 正本 1 部、副本 8 部
 - ③ 事業概要書、事業計画書（様式 1、2） 正本 1 部、副本 8 部
- (2) 提出書類の書式等
- 用紙サイズは A4 版（縦、横、いずれも可。余白は上下左右 20mm 以上）とする。
 - 企画提案書及び事業概要書、事業計画書は、モノクロ又はカラー、いずれも可。
なお、提案者の名称は、正本 1 部の表紙にのみ記載すること。その他の企画提案書及び事業概要書、事業計画書の副本には、会社ロゴ等を含み、提案者の名

称が分かるものは一切記載してはならない。

- 企画提案書は、合計 10 ページ以内（表紙等は含まない）で記載すること。
- 業務内容の詳細は「路面電車 204 号車内店舗運営等業務の概要」とおり。本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、出来得る限りの提案をすること。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 5 日（月）16 時 00 分必着

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※持参する場合は、観光おもてなし課に電話で事前に連絡をすること。

郵送する場合は、提出期限までに、観光おもてなし課に電話で到着を確認すること。

(5) 提出書類の受理の通知

企画提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに、令和 8 年 10 月 9 日（金）までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を説明し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

なお、提出した企画提案書の内容と異なる追加提案は認めない。

(1) プレゼンテーションは令和 8 年 11 月 6 日（金）に実施する。

※上記はあくまで予定であり、日程等はやむを得ず変更となる場合がある。

(2) プレゼンテーションに係る時間は、1 提案者につき 20 分程度（説明および質疑応答）とする。

(3) 詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

(4) プレゼンテーションについては、本業務担当予定者が必ず出席すること。

※企画提案書を提出した者が多数あるときは、企画提案書を評価する書面審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

なお、質問の提出書類については、別添の書式 6 による。

(1) 提出期限及び回答

①参加表明手続きに関する質問

令和 8 年 8 月 28 日（金）16 時 00 分までを質問提出の締切とし、随時、大牟田市公式ホームページにて回答する。（令和 8 年 9 月 2 日（水）最終回答）

②企画提案書提出に関する質問

令和8年9月25日（金）16時00分までを質問提出の締切とし、随時、大牟田市公式ホームページにて回答する。（令和8年9月30日（水）最終回答）

(2) 質問の提出方法

質問は、電子メールでの提出に限る。

また、件名を「公募に関する質問（提出者名）」とすること。

※提出した事業者は、送信後、観光おもてなし課に電話で到着を確認すること。

12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合
- (5) 本要領「7.参加資格要件」(1)～(12)の参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合又は欠くことになった場合
- (6) 本要領「8.参加表明手続き」及び「9.企画提案書等の提出」に記載している提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (7) プレゼンテーション実施日の集合時刻に集合しない場合

13. 審査方法及び評価項目

- (1) 本プロポーザルの審査は、路面電車 204 号車内店舗運営業務プロポーザル審査委員会（審査委員 5 名）により行う。
- (2) 審査の事前調査として、外部アドバイザーに企画提案における資金計画や収支計画等に対する所見を求める。
- (3) 審査は、提案者の提案（企画提案書等及びプレゼンテーション）について行う。
- (4) 審査項目及び評価項目、配点については下表のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
1 企画提案内容	・店舗運営における魅力	70
	・店舗運営における的確性、具体性	
	・施設周辺でのにぎわいづくりの企画内容及び地域貢献	
	・観光案内及び休憩所機能への対応内容	
	・事業の発展性、市内事業者への波及効果	
2 業務遂行能力	・実施体制の適切性、実現性	20
	・開店までのスケジュール	
	・事業実績	
3 取組姿勢	・取組意欲、業務理解度、説明・質疑対応	10
合計		100

- ① 各委員の審査項目の合計点のうち、最高点と最低点を除いた平均点を算出する。
- ② 本プロポーザルの審査における最低基準点は、①による審査員の評点の平均点を 60 点とし、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- ③ 複数の提案者が同点（最高点）の場合、審査項目「1 企画提案内容」、「2 業務遂行能力」の順で各項目の評価点の小計が高いものから順位付けを行う。小計が同点の場合は、委員の投票により過半数を獲得した者を最優先交渉権者として選定し、さらに同点の場合は、代表委員が決定した者とする。
- ④ 本プロポーザルにおいては、提案者が 1 者のみの場合も審査を行う。
- ⑤ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

14. 審査結果の通知

審査結果については、提案者に自身の評点と順位を電子メールにて通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

15. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容（業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類）を別紙の「最優先交渉権者協議要領」（別紙）に基づき協議する。（※）

協議期間は概ね3週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容や営業時間等は交渉により決定する。

16. 全体の日程

公表	令和8年7月6日（月）
参加表明に関する質問書提出期限	令和8年8月28日（金）16時00分
参加表明に関する質問書に対する回答 （大牟田市公式ホームページ）	令和8年9月2日（水）までに随時
参加表明締切	令和8年9月7日（月）16時00分
参加表明受理通知	令和8年9月11日（金）
企画提案書に関する質問書提出期限	令和8年9月25日（金）16時00分
企画提案書に関する質問書に対する回答 （大牟田市公式ホームページ）	令和8年9月30日（水）までに随時
企画提案書提出締切	令和8年10月5日（月）16時00分
企画提案書受理通知及びプレゼンテーション案内	令和8年10月9日（金）予定
プレゼンテーション	令和8年11月6日（金）予定
審査結果発表（大牟田市公式ホームページ） 及び審査結果通知書発送	令和8年11月25日（水）予定

17. 提出資料の取扱い

- (1) 本プロポーザルの実施に係る提出書類について、参加者の代表者印等の押印は不要とする。(ただし、共同事業体構成団体届兼委任状を除く。)
- (2) 提出された書類は返却しない。(辞退した場合は、この限りでない。)
- (3) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (5) 本プロポーザルにおける審査の事前調査として、提出された書類の一部又は全部を本市が依頼する外部アドバイザーに開示する。
- (6) 本プロポーザルにおける審査を行うため、必要な範囲において提出された書類の一部又は全部の複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書等の一部又は全部を使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第 7 条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定する。
- (9) 本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供することは禁止する。

18. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとす。
- (3) 本業務の受託者（契約者）が、今後、本市が実施する観光振興施策等に係る委託業務を受注することを妨げない。
- (4) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 本プロポーザルに関し、参加者は、本要領に定めるもののほか、法令等に定める規定を順守しなければならない。

- (6) 参加者に対する説明会等は開催しない。
- (7) 本プロポーザルは、最優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、提案内容を基本としつつも、当該内容を確認するものではない。
- (8) 提案は、1者につき、1提案限りとする。
- (9) 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本市は責任を負わない。
- (10) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本業務の内容を変更又は中止する場合がある。

【問合せ先及び資料等の提出先】

大牟田市産業経済部 観光おもてなし課（本庁舎3階）

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話番号 0944-41-2750（受付時間 平日9時～12時、13時～17時）

電子メール e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp